

令和4年横審第8号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年5月1日12時29分

茨城県大洗港北部

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 2.6トン

登録長 6.45メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 128キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成30年5月に進水したFRP製モーターボートで、船体中央部に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪、その右舷側に機関遠隔操縦装置、前方に魚群探知機一体型のGPSプロッター、左舷側に無線装置、後方に操縦席をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和3年5月1日07時15分大洗港所在のマリーナを発し、同港北東方沖合約12海里の釣り場に向かった。

a受審人は、08時15分前示釣り場に到着して釣りを行っていたところ、次第に波浪が大きくなってきたことから釣りを切り上げることとし、陸岸寄りを航行すれば波浪の影響を軽減させることができると考え、釣り場から大洗港に直接向かう針路ではなく、一旦、西行して大洗港北方の海岸線に寄せた後、同海岸線に沿って南下して同港に向かう予定で、11時15分那珂湊東防波堤灯台（以下「東防波堤灯台」という。）から065度（真方位、以下同じ。）4.9海里の地点で、釣り場を発進して帰途に就いた。

ところで、大洗港北部及び同港北方沖合には、大洗港の南防波堤北端から北方約1,500メートルの地点にかけて、距岸約200メートルのところまで、水上岩が散在する干出浜並びに水上岩及び干出岩が散在する2メートル等深線で囲まれた浅礁域（以下「大洗浅礁域」という。）が拡張し、Aに装備されたGPSプロッターの画面を詳細表示画面に切り替えることで同浅礁域を表示することができた。

釣り場を発進するに当たり、a受審人は、大洗港北方沖合を航行した経験があったので、大洗浅礁域が存在することを知っていたものの、その正確な拡張状況を把握していなかったが、陸岸に近づき過ぎなければ無難に航行できるものと思い、GPSプロッターの画面を詳細表

示に切り替えて水深や険礁域の正確な拡張状況を精査するなど、水路調査を十分に行わず、距岸約200メートルのところまで同浅礁域が拡張していることに気付かなかった。

a 受審人は、魚群探知機一体型のGPSプロッター表示画面の右半分に魚群探知機画面を、左半分にGPSプロッター画面をそれぞれ表示させ、同プロッター画面はコースアップ表示で距離尺を12海里レンジ設定として前示釣り場から茨城県那珂湊港東端に至る範囲を表示した状態で作動させ、同乗者を船尾甲板に座らせ、自らは操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、12時24分少し過ぎ東防波堤灯台から192.5度1,540メートルの地点で、針路を219度に定め、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

定針したとき、a 受審人は、大洗浅礁域まで890メートルのところとなり、その後同浅礁域に向首接近する状況で続航中、12時29分東防波堤灯台から206.5度1.2海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、大洗浅礁域の干出浜に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の東風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、右舷船首部船底外板に破口を伴う擦過傷等を生じたが、後に修理された。

#### （原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、大洗港へ帰航のため、大洗浅礁域付近を南下する予定で大洗港北東方沖合の釣り場を発進するに当たり、水路調査が不十分で、同浅礁域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、大洗港へ帰航のため、大洗浅礁域付近を南下する予定で大洗港北東方沖合の釣り場を発進する場合、同浅礁域の存在を知ってい

たものの、その正確な拡張状況を把握していなかったのだから、GPSプロッターの画面を詳細表示に切り替えて水深や險礁域の正確な拡張状況を精査するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、陸岸に近づき過ぎなければ無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、距岸約200メートルのところまで大洗浅礁域が拡張していることに気付かず、同浅礁域に向首進行して大洗浅礁域の干出浜への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年7月21日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁